

児童相談所の設置について

区では、子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施するため、児童相談所機能を含む子ども・若者支援センターについて開設に向けた準備を進めている。

児童相談所の設置について、以下のとおり報告する。

1 設置予定日

令和4年4月1日

2 児童相談所設置に向けた計画書(案)

別添のとおり

3 政令指定要請

児童相談所を設置するため、児童福祉法第59条の4第1項に基づく政令で定める市の指定について、厚生労働省に要請を行う。

4 今後の予定

令和3年 6月17日 政令指定要請

10月末まで 政令公布

11月 第4回定例会で児童相談所設置関連条例案を提出

11月29日 子ども・若者支援センター開設

令和4年 4月 1日 児童相談所設置

(参考) 児童福祉法第59条の4第1項

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児童相談所を設置する市(特別区を含む。以下この項において同じ。)として政令で定める市(以下「児童相談所設置市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。(以下、略。)

児童相談所設置に向けた計画書（案）

令和 3 年（2021 年）6 月
中 野 区

目 次

第1章 計画について.....	- 4 -
1 児童相談所設置に至る経緯.....	- 4 -
(1) 区の相談体制.....	- 4 -
(2) 相談支援の状況・課題.....	- 4 -
(3) 新たな体制を目指して.....	- 5 -
2 計画の位置づけ.....	- 6 -
3 計画の策定経緯.....	- 6 -
第2章 運営基本方針.....	- 7 -
1 基本姿勢.....	- 7 -
2 基本方針・取組.....	- 7 -
第3章 児童相談所の概要.....	- 8 -
1 開設時期.....	- 8 -
2 所管区域.....	- 8 -
3 組織体制.....	- 9 -
(1) 基本的な考え方.....	- 9 -
(2) 組織及び役割（案）.....	- 9 -
(3) 人員体制.....	- 12 -
4 人材確保・人材育成.....	- 12 -
(1) 人材確保.....	- 12 -
(2) 人材育成.....	- 13 -
① 児童相談所への派遣.....	- 13 -
② 特別区職員研修所等で実施する研修への参加.....	- 14 -
③ 子ども家庭支援センターでの内部研修.....	- 15 -
5 相談援助活動.....	- 16 -
(1) 区の実施.....	- 16 -
① 基本的な考え方.....	- 16 -
② 具体的な取組.....	- 17 -
(2) 相談窓口.....	- 18 -
① 基本的な考え方.....	- 18 -
② 現行の虐待相談の流れ.....	- 19 -
③ 児童相談所設置後の虐待相談の流れ.....	- 20 -
(3) 相談援助活動の流れ.....	- 21 -
6 夜間・休日の対応.....	- 27 -
(1) 基本的な考え方.....	- 27 -
(2) 夜間・休日の定義.....	- 27 -

(3) 夜間・休日の対応.....	- 27 -
7 危機管理.....	- 28 -
第4章 児童相談所システム.....	- 30 -
1 基本的な考え方.....	- 30 -
2 機能.....	- 30 -
3 セキュリティ.....	- 30 -
4 開発スケジュール.....	- 31 -
第5章 施設概要.....	- 32 -
1 所在地.....	- 32 -
2 施設概要.....	- 32 -
3 基本コンセプト.....	- 33 -
第6章 一時保護所.....	- 34 -
1 基本的な考え方.....	- 34 -
2 子どもの権利擁護.....	- 34 -
3 入所定員.....	- 34 -
4 子どもたちの生活.....	- 35 -
(1) 日課.....	- 35 -
(2) 学習の保障.....	- 35 -
(3) 食事の提供.....	- 35 -
(4) 面会・面接.....	- 35 -
5 職員の勤務体制.....	- 35 -
第7章 社会的養護.....	- 37 -
1 基本的な考え方.....	- 37 -
2 里親.....	- 37 -
3 児童養護施設・乳児院.....	- 38 -
4 自立援助ホーム.....	- 38 -
5 児童自立支援施設.....	- 38 -
第8章 自治体間の広域調整.....	- 38 -
第9章 児童相談所設置までのスケジュール.....	- 39 -
第10章 児童相談所設置市事務.....	- 40 -

第1章 計画について

1 児童相談所設置に至る経緯

(1) 区の相談体制

- 区では現在、子ども・子育てに関する相談窓口として、子ども家庭支援センター及びすこやか福祉センターを設置しています。
- すこやか福祉センターは区内4か所に設置され、地域に身近な保健と福祉の相談窓口として、保健師、福祉職、心理職等を配置し、妊産婦・子ども・高齢者・障害者等にかかる相談支援を行っており、主に、児童虐待の未然防止や早期発見、養育支援の役割等を担っています。
- 子ども家庭支援センターは区内に1か所設置（※）され、子ども・子育てにかかる相談支援、サービス運営等の中核として、保健師、福祉職、心理職を配置し、虐待相談の対応を中心に扱うとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割を担っています。
平成12年度（2000年度）に設置され、法改正等にもとない役割を強化しながら、東京都の児童相談所の専門的な支援や連携のもと、区としては唯一の虐待通告窓口として対応を積み重ねてきました。

(2) 相談支援の状況・課題

- 東京都児童相談所における相談受理件数は、増加の一途をたどっています。特に、虐待相談対応件数については、直近5年で2倍以上の件数となっています。区の子ども家庭支援センターで受理する虐待に関する相談についても、相談件数は一貫して増加しています。平成30年（2018年）に目黒区内で発生した死亡事例や平成31年（2019年）1月に野田市で発生した死亡事例などを契機とする児童虐待への関心の高まりもあり、さらにその傾向が強くなっています。
- また、核家族化や地域コミュニティの希薄化など子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、相談内容も複雑化・困難化し、子どもを守るための児童相談体制の一層の充実が喫緊の課題となっています。

(3) 新たな体制を目指して

- こうした状況の中、特に都市部でのきめ細かな対応を行うため、平成28年(2016年)に児童福祉法が改正され、特別区も児童相談所を設置できるようになりました。加えて、目黒区、野田市の死亡事例に対応し、児童虐待防止対策の更なる強化として行われた令和元年(2019年)の同法改正においても、改めて特別区等の児童相談所の設置促進が位置づけられました。
- 区では児童福祉法の理念に基づき、全ての子どもが適切に養育されるとともに、その生活が保障され、愛され、保護され、心身の健やかな成長と発達、自立ができるような体制を整備します。
- また、子どもを権利の主体として、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益が確保できるような支援を行なっていきます。
- 区では、多様化・複雑化する子育てや教育の問題に総合的な対応を図るため、児童相談所機能を含む子ども・若者支援センターを整備することとしました。
- すこやか福祉センターを中心とした身近な地域のきめ細かい相談体制を継続するとともに、子ども家庭支援センターによる児童虐待対応や要保護児童対策地域協議会を核とする関係機関連携機能に加え、児童相談所の持つ専門性や法的対応の権限等を併せ持つ子ども・若者支援センターを新たに設置することにより、子ども・子育ての相談体制の一層の充実を図ります。
- 子ども・若者支援センターは虐待等専門相談のほか、教育相談、若者支援機能を併せ持ち、併設する教育支援室や就学相談機能とも連携を図ります。これにより子ども期から若者期の本人や家庭における課題について専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを一貫して総合的かつ迅速に対応できる体制を整えます。
- さらには、対応事例や、課題を持つ子ども・若者を巡る環境の変化等について分析、検証し、ノウハウを蓄積するとともに、課題を持つ子ども・若者や家庭にかかる対応方針の確立や提案を行うなど、関係機関や区の対応力強化を支援していきます。
- 東京都とは引き続き、特に高度な専門性を有する分野や施設の広域利用等で連携していきます。また、特別区間でも相互に協力、連携しながら子どもたちが健やかに生まれ、育つことができるような社会づくりに取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ

- 本計画書は、児童福祉法第59条の4第1項に基づく「児童相談所を設置する市」として、児童相談所を設置するにあたっての基本的な考え方、設置・運営に係る方針、準備状況等をまとめたものです。

3 計画の策定経緯

- 本計画書は、庁内における検討及び東京都福祉保健局との協議を経て策定しました。東京都との協議経緯は下記の通りです。

回数	開催日	内容
第1回	令和元年8月30日	中野区の設置計画（案）について
第2回	令和2年1月21日	同上
第3回	令和2年8月17日	同上
第4回	令和3年1月25日	同上

第2章 運営基本方針

中野区児童相談所の運営基本方針は下記の通りです。

1 基本姿勢

私たちは子どもの命、安全を確保した上で、子どもの夢と希望を実現するため、あらゆる人と手を携え、子どもの最善の利益が達成できるよう、努めます。

2 基本方針・取組

- ① 子どもの命、安全を最優先に行動します。
- ② 子どもに会い、夢と希望を教えてもらうことから始めます。
- ③ 家族が主体的に子どもの安全を創り、夢と希望を実現できるように支援します。
- ④ 支援者、地域、関係機関と手を携え、支援の隙間に落ちることのないよう、家族の取組を支えます。
- ⑤ 専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

第3章 児童相談所の概要

1 開設時期

○ 令和4年（2022年）4月1日（金）に子ども・若者支援センターの一機能として、開設します。

※ 子ども・若者支援センターは、令和3年11月29日（月）に開設予定です。

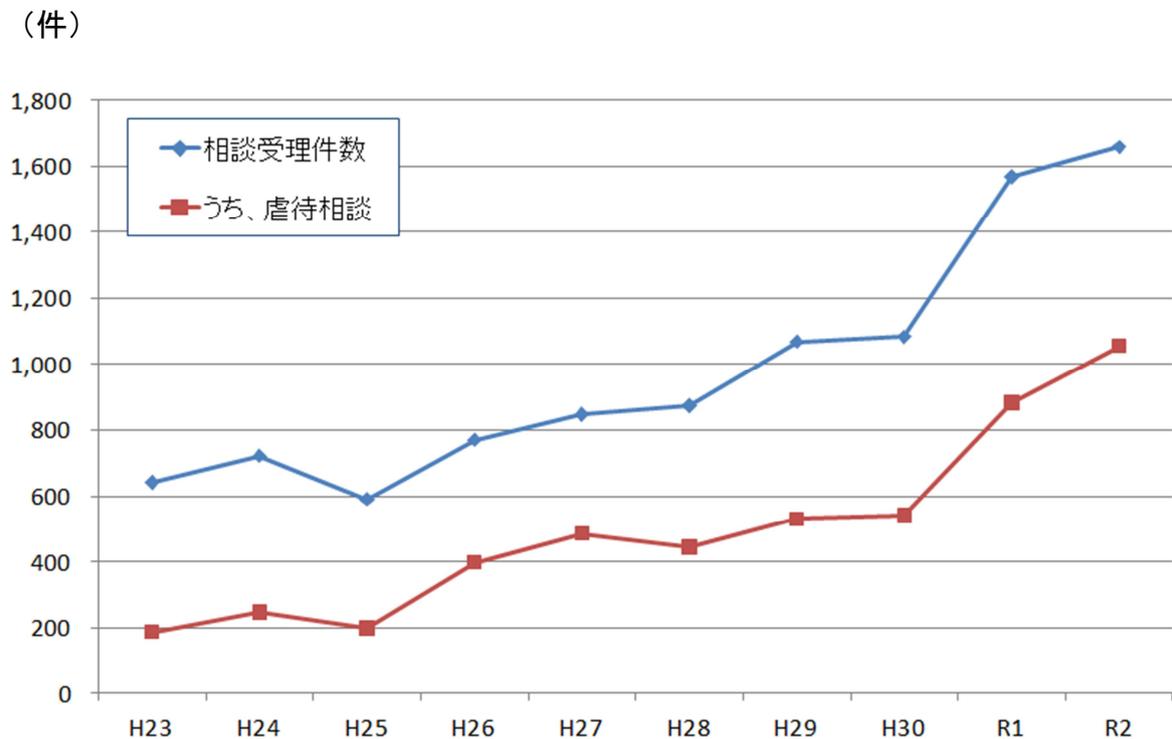
2 所管区域

○ 中野区の行政区域全域とします。

【参考】中野区の現状（令和3年（2021年）4月1日現在）

人	口	334,581人
18歳未満人口		35,058人
世帯数		208,026世帯
面積		15.59km ²

《参考》中野区子ども家庭支援センター相談実績



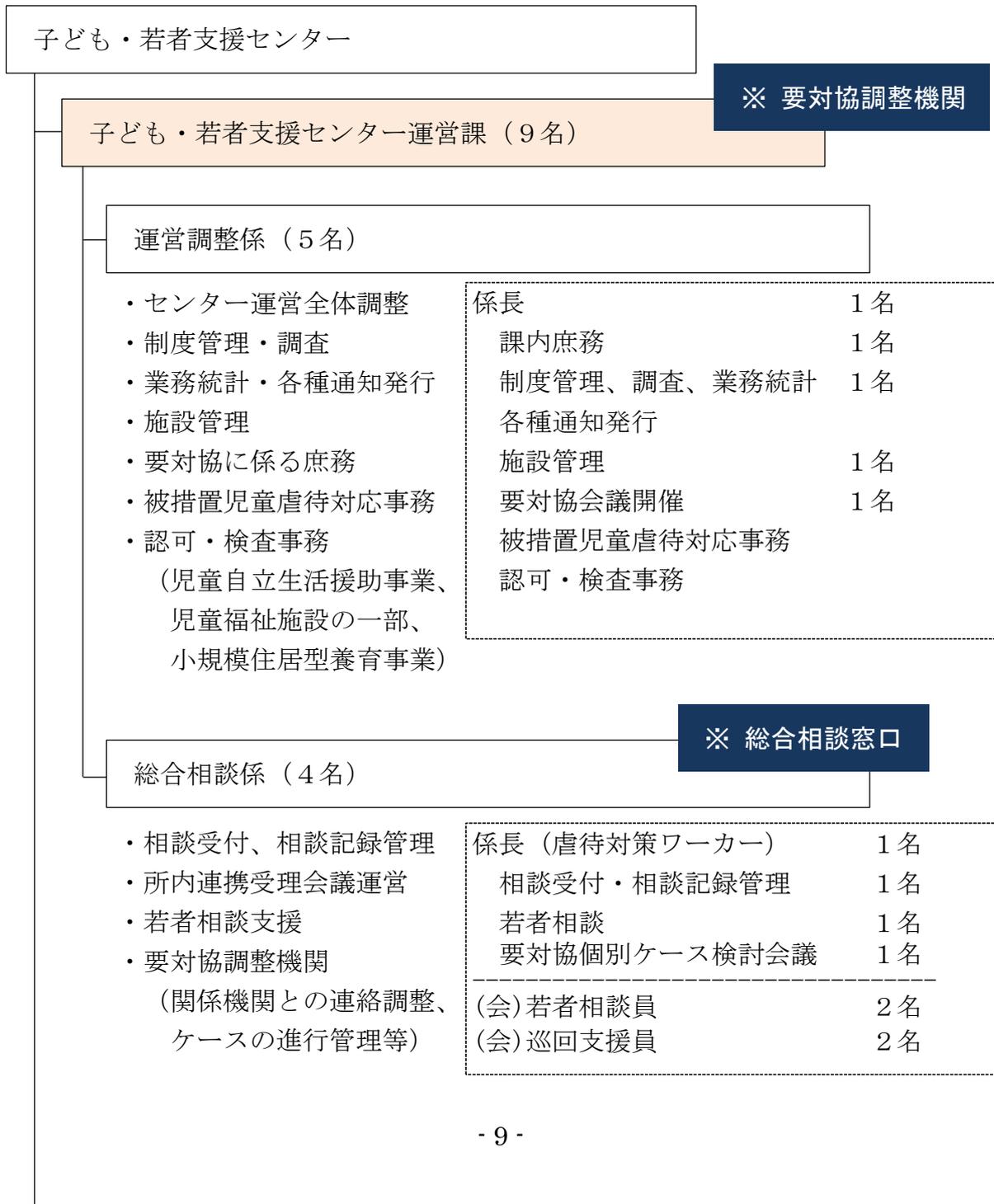
3 組織体制

(1) 基本的な考え方

- 子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施するため、子ども家庭支援センターや子どもの発達支援に係る担当を再編し、子ども・若者支援センターを設置します。

(2) 組織及び役割 (案)

※ 職員数は常勤 (管理職は除く)



児童福祉課（68名）【児童相談所】

児童相談所長	1名
児童相談所副所長 兼 一時保護所長	1名

(会) 児童相談専門支援員	1名

管理係（7名）

係長	1名
課内庶務	1名
児童移送に係る旅券調達 戸籍謄本請求 措置費・負担金管理	2名
里親に関する事務	1名
会議庶務 (受理会議・援助方針会議等) 研修企画・運営 訴訟・開示請求等に関する 事務	
児童相談所システム管理	1名
業務統計（児相分） 一時保護所施設管理事務	1名

一時保護係（22名）

係長	1名
児童支援、指導	20名
看護師	1名

(会) 学習支援員	2名
(会) 心理療法担当職員	2名
(会) 医師	1名
(会) 夜間対応員	10名以上

相談係（6名）

- ・ 初期調査
- ・ 一時保護調整

係長（児童福祉司） 1名
 児童福祉司 5名
 ※ 児童福祉司S Vを1名配置予定

（会）児童相談業務指導員 1名
 （会）警察OB 3名

支援係（22名）

- ・ 育成計画、研修企画
- ・ 施設連携、施設入退所管理
- ・ 家庭復帰調整
- ・ 里親支援
- ・ 養子縁組関連事務
- ・ 法的対応・困難対応支援
- ・ 調査研究・検証分析機能
- ・ 被害確認面接調整

係長（児童福祉司） 1名

企画調整チーム

児童福祉司 3名
 係長級（児童心理司S V） 1名
 児童心理司 1名
 係長級（保健師） 1名

（会）児童相談業務指導員 1名
 （会）医師 1名
 （会）弁護士 1名
 （会）里親専門員 2名
 （会）施設連携強化専門員 2名

地域支援チーム

児童福祉司 15名
 ※ 児童福祉司S Vを4名配置予定

- ・ 地域支援
- ・ 家族支援

（注）児童福祉司の配置体制については検討中

心理係（11名）

- ・ 心理診断、支援
- ・ 各種プログラム・ケア
- ・ 愛の手帳の判定

係長（児童心理司S V） 1名
 児童心理司 10名



(3) 人員体制

- 法令に定める配置基準に基づき、必要な人員を配置します。
- 児童福祉司、児童心理司の配置数は下記の通りです。
 - ・ 児童福祉司 25名
 <算出基礎>
 - 3万人の人口あたり 11名
 - 虐待件数による加算 13名
 - (人口1人当たりの児童虐待相談対応件数 0.0019、相談対応件数 616件)
 - 里親養育支援児童福祉司 1名
 - ・ 児童心理司 13名
 <算出基礎>
 - 児童福祉司の1/2
- 一時保護所の職員については、入所児童への適切な支援や24時間ローテーション勤務による施設運営をする必要があるため、20名程度の職員体制を確保します。(会計年度任用職員は除く。)
 - ・ 所長 1名 (児童相談所副所長兼務)
 - ・ 係長 1名
 - ・ 看護師 1名
 - ・ 児童指導員 20名

4 人材確保・人材育成

(1) 人材確保

- 職員については、他自治体に研修派遣した職員や、子ども家庭支援センターで相談業務を行っていた職員を中心に構成します。加えて、児童相談所業務の経験者をはじめとする専門職を新規に採用します。
- 特別区人事委員会による統一採用により計画的に確保するとともに、職員向けの研修、講演会等を開催することにより、職員の意識醸成を図ります。また、「人事異動公募制度」の活用により、児童相談所行政に関心、熱意のある職員を確保します。
- 設置当初は日常的に専門的知識・経験に基づいた運営支援が必要なことから、人材確保の状況に応じて、所長や係長を支援できる専門員（支援員・指導員）を任期付職員や会計年度任用職員等として配置します。
- 医師や弁護士については、医師会や弁護士団体等の協力を得ながら勤務形態や必要人数を調整し、確保します。

(2) 人材育成

① 児童相談所への派遣

- 平成 25 年度（2013 年度）から東京都の児童相談所へ職員を派遣し、人材育成を図ってきました。また、平成 30 年度（2018 年度）からは東京都以外の自治体へも派遣先を拡充し、児童相談所の中核となる職員の養成を進めています。
- これまでの派遣実績及び今後の研修派遣計画は、下記の通りです。

職種	派遣先	派遣期間	人数
児童福祉司	東京都杉並児童相談所	2013 年度～2014 年度	1 名
	東京都杉並児童相談所	2015 年度	1 名
	東京都杉並児童相談所	2016 年度	1 名
	東京都杉並児童相談所	2017 年度～2018 年度	1 名
	東京都杉並児童相談所（管理職）	2019 年度	1 名
	東京都杉並児童相談所	2019 年度～2020 年度	1 名
	東京都小平児童相談所	2019 年度	1 名
	東京都児童相談センター	2019 年度	1 名
	名古屋市中央児童相談所	2019 年度	1 名
	千葉市児童相談所	2019 年度	1 名
	東京都杉並児童相談所（管理職）	2020 年度	1 名
	東京都杉並児童相談所	2020 年度	1 名
	名古屋市児童相談所	2020 年度	2 名

児童心理司	東京都児童相談センター	2018年度～2019年度	1名
	札幌市児童相談所	2018年度	1名
	千葉県市川児童相談所	2018年度	1名
	千葉市児童相談所	2019年度	1名
	札幌市児童相談所	2019年度	1名
	東京都杉並児童相談所	2020年度	1名
	さいたま市児童相談所	2020年度～2021年度	1名
	札幌市児童相談所	2020年度～2021年度	2名
	世田谷区児童相談所	2020年度	1名
一時保護所	東京都立川児童相談所南分室	2019年度～2020年度	1名
	札幌市児童相談所	2019年度	1名
	さいたま市児童相談所	2019年度～2020年度	1名
	埼玉県南児童相談所	2020年度～2021年度	1名
	埼玉県所沢児童相談所	2020年度	1名
	相模原市児童相談所	2020年度～2021年度	1名
	札幌市児童相談所	2020年度	1名
	札幌市児童相談所	2020年度～2021年度	1名
	江戸川区児童相談所	2020年度～2021年度	2名
	世田谷区児童相談所	2020年度	2名
	神奈川県平塚児童相談所	2021年度	1名
	相模原市児童相談所	2021年度	1名
	札幌市児童相談所	2021年度	1名
	港区児童相談所	2021年度	1名

② 特別区職員研修所等で実施する研修への参加

- 特別区職員研修所では特別区の児童相談所開設に合わせて、関連する研修を充実させています。
- 東京都や特別区職員研修所が実施する児童福祉に関する専門研修（援助スキル向上、面接技術、法的対応、非行対応、情報開示等）、外部専門機関による各種のテーマ別研修、児童養護施設での実地研修などの専門研修について、各職員のキャリアや経験等を踏まえた研修計画を策定し、計画的に受講します。

③ 子ども家庭支援センターでの内部研修

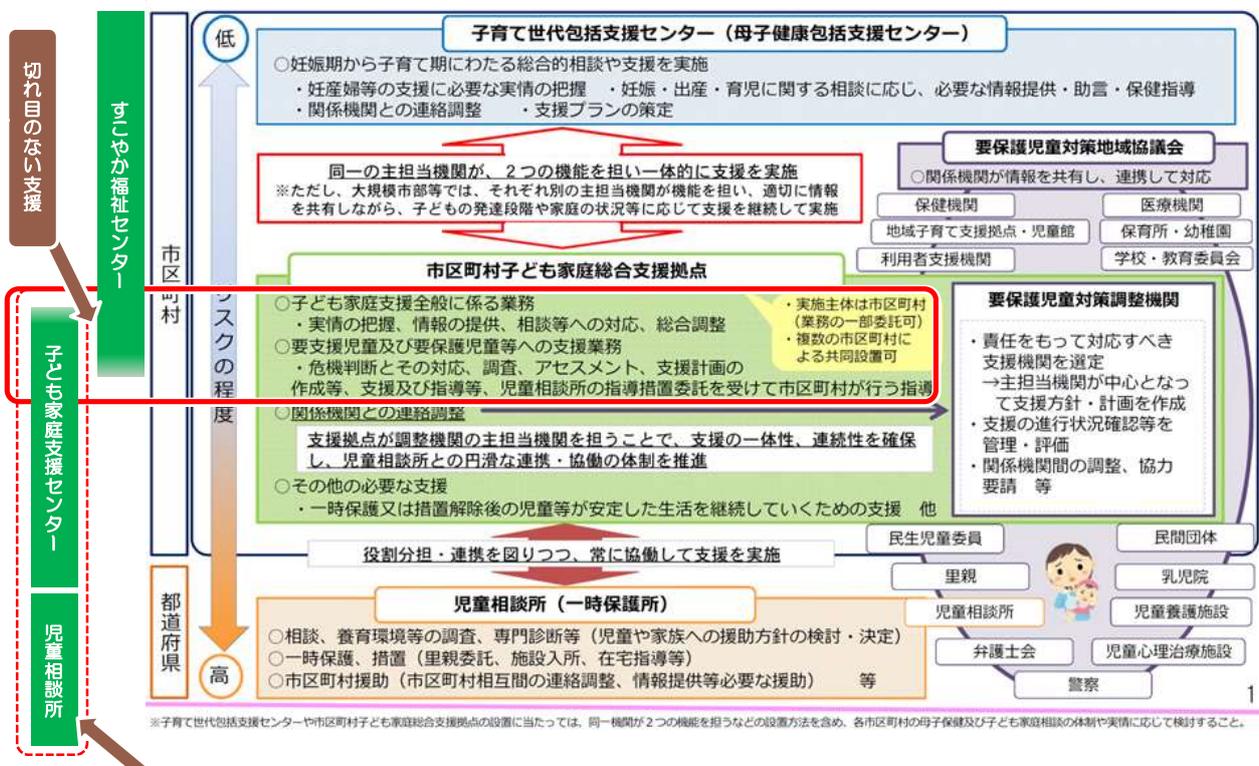
- 子ども家庭支援センターでは、平成 30 年度（2018 年度）から児童相談所の経験がある者を児童相談専門支援員（会計年度任用職員）として配置し、相談支援スキルの専門性強化を図っています。
- 令和元年度（2019 年度）からは弁護士を法的対応専門員（会計年度任用職員）として配置し、法的問題に対応できるスキルの向上を図っています。
- 令和 2 年度（2020 年度）からは児童相談所の経験がある者を児童相談業務指導員（会計年度任用職員）として配置し、子ども家庭支援センターで受理した相談への対応について職員に助言・指導を行うなどし、O J T の強化を図っています。
- その他、児童相談所派遣職員によるフィードバックや、自主勉強会の開催などを通じて職員のスキルアップに努めています。
- 子ども家庭支援センターで実施する研修や勉強会については、必要に応じて受講対象をすこやか福祉センターなど関係機関の職員に拡充し、地域全体の対応力強化を進めています。

5 相談援助活動

(1) 区の取組み

① 基本的な考え方

- 区では、妊娠前から出産育児期へと切れ目のない相談・支援を行うとともに、子どもの健康づくりに対するサポート、子ども期から若者期までの本人や家庭における課題に対する支援、さらには障害や発達に課題がある子どもへの支援を行うなど、区の各担当が連携して子どもや家庭に対する広範囲で手厚い支援を行っていきます。



(仮称) 総合子どもセンターとして一体で運営する。

② 具体的な取組み

○ 区で行っている具体的な取組みは、以下の通りです。（「中野区子ども・子育て支援事業計画」から）

● すこやかな妊娠・出産の支援

《目指す姿》

- ・ 妊娠期からの切れ目ない支援により、妊娠期間をすこやかに過ごすとともに、安心して出産に臨むことができます。
- ・ 育児不安の解消に向けた予防的支援を行い、育児の不安や困難さに伴うストレスが解消され、肯定感を持って子育てをしています。

《目標達成に向けた主な取組み》

(1) 妊娠期からの切れ目のない相談・支援機能の充実

- ① 妊娠・出産・子育てトータルケア事業の推進
- ② 妊娠期における健康診査や保健指導
- ③ 妊娠を望む区民への相談・支援
- ④ 若年層を対象とした妊娠・出産等に対する理解促進
- ⑤ 育児不安・困難を抱える母親に対する取組み
- ⑥ 地域における包括的な子育てネットワークの強化

● 子どもへの虐待の未然防止と適切な対応

《目指す姿》

- ・ 出生後間もない乳児期における育児相談の体制と訪問活動の充実により、保護者の孤立感や子育てに対する不安が解消しています。
- ・ 乳幼児健康診査などあらゆる機会において虐待が早期に発見され、適切かつ迅速な対応により子どもが守られています。

《目標達成に向けた主な取組み》

(1) 虐待の未然防止、早期発見・対応に向けた施策の充実

- ① 虐待の未然防止と早期発見
- ② 虐待防止・早期発見のための広報活動の充実
- ③ 養育支援訪問事業
- ④ 虐待対応体制の推進
- ⑤ 虐待防止ネットワークの充実
- ⑥ 子ども期から若者期における総合的な支援体制の構築
- ⑦ 育児不安・困難を抱える母親に対する取組み
- ⑧ DV、デートDV根絶に向けた啓発

● 障害や発達に課題がある子どもへの支援

《目指す姿》

- ・ 障害の特性に応じた支援とともに、成長過程に沿った継続的な支援の充実や環境整備が行われ、身近な地域で一貫した療育支援を受けています。

《目標達成に向けた主な取り組み》

(1) 成長過程に応じた切れ目のない一貫した支援体制

- ① 早い段階からの気づきのための相談体制の充実
- ② ライフステージに応じた切れ目のない支援
- ③ 家族への支援

(2) 専門的な支援の充実と質の向上

- ① サービス提供事業所の質の向上
- ② 重層的な地域支援体制の構築
- ③ 給付サービス等の支援の充実

(3) 地域社会への参加や包容の推進

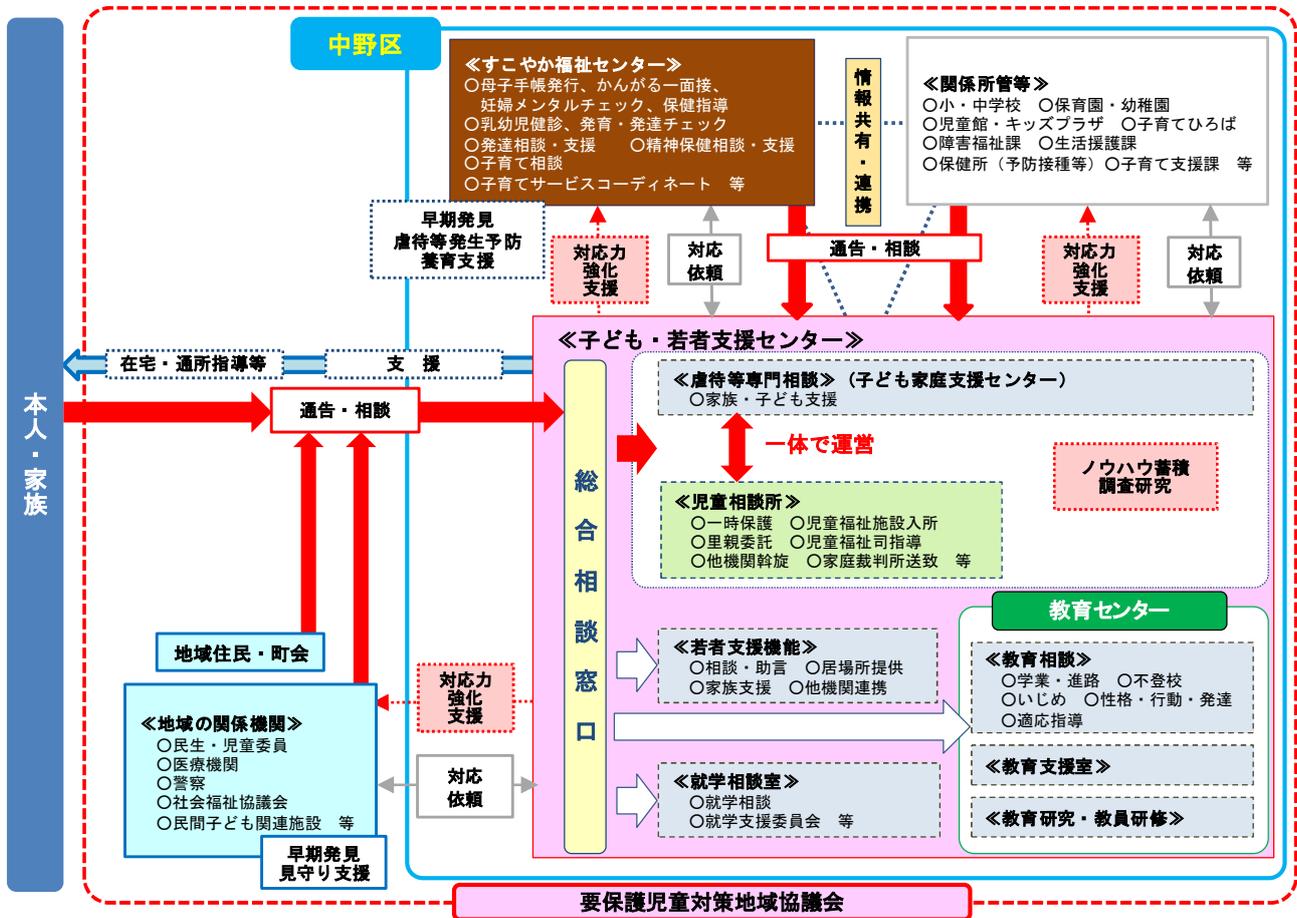
- ① 地域生活における支援の充実
- ② 特別支援教育の充実
- ③ 地域社会の障害理解促進や啓発

(2) 相談窓口

① 基本的な考え方

- 子ども・若者支援センターでは、子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施します。
- 現在、子ども家庭支援センター、すこやか福祉センターが連携して実施している子どもや家庭への相談支援に加え、必要に応じて介入・措置等の専門的アプローチも一体的に行うこととなります。

③ 児童相談所設置後の虐待相談の流れ



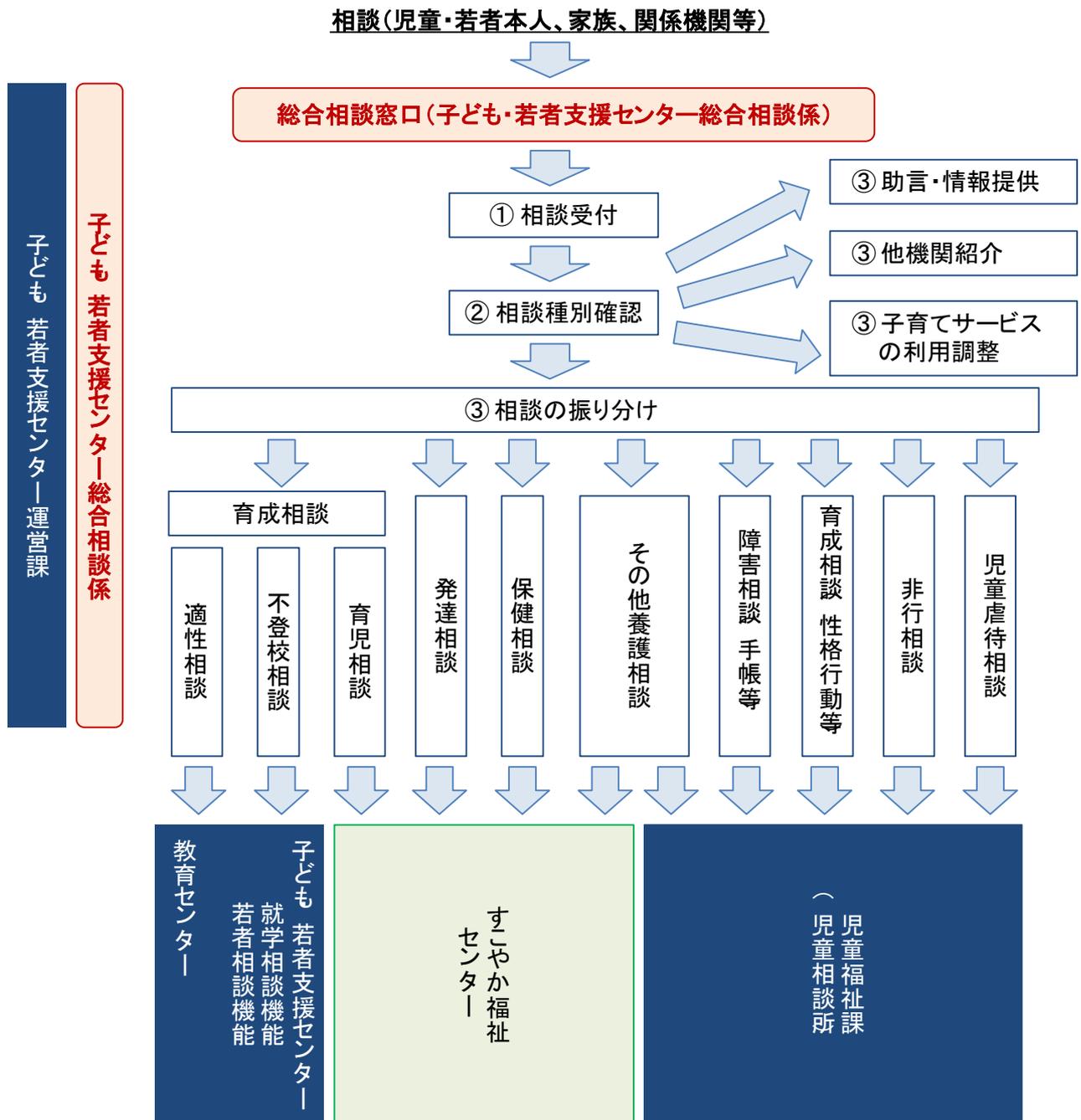
【区が児童相談所を設置することによる対応強化】

- 一貫性
 - ・ 通告窓口の一本化
 - 二重行政を解消します
 - ・ 通告から支援、指導、措置、復帰までを一つの機関で一貫して実施
 - 子ども、家族、関係機関の負担を解消します。
- 迅速性
 - ・ 地域を知るワーカーの適正配置による迅速な対応
 - 適時適切なケースワークによる対応期間を短縮し、子ども、家族、ワーカーの負担を軽減します。
 - ・ 地域行政機関の強みを生かした迅速な情報収集
 - 初動からきめ細かい見立てを共有します。
- 総合性
 - ・ 地域の社会資源を生かした総合的なアプローチ
 - 生活の場に即し、きめ細かく、子どもの安全、安心を支えるプランを地域とともに作成します。

(3) 相談援助活動の流れ

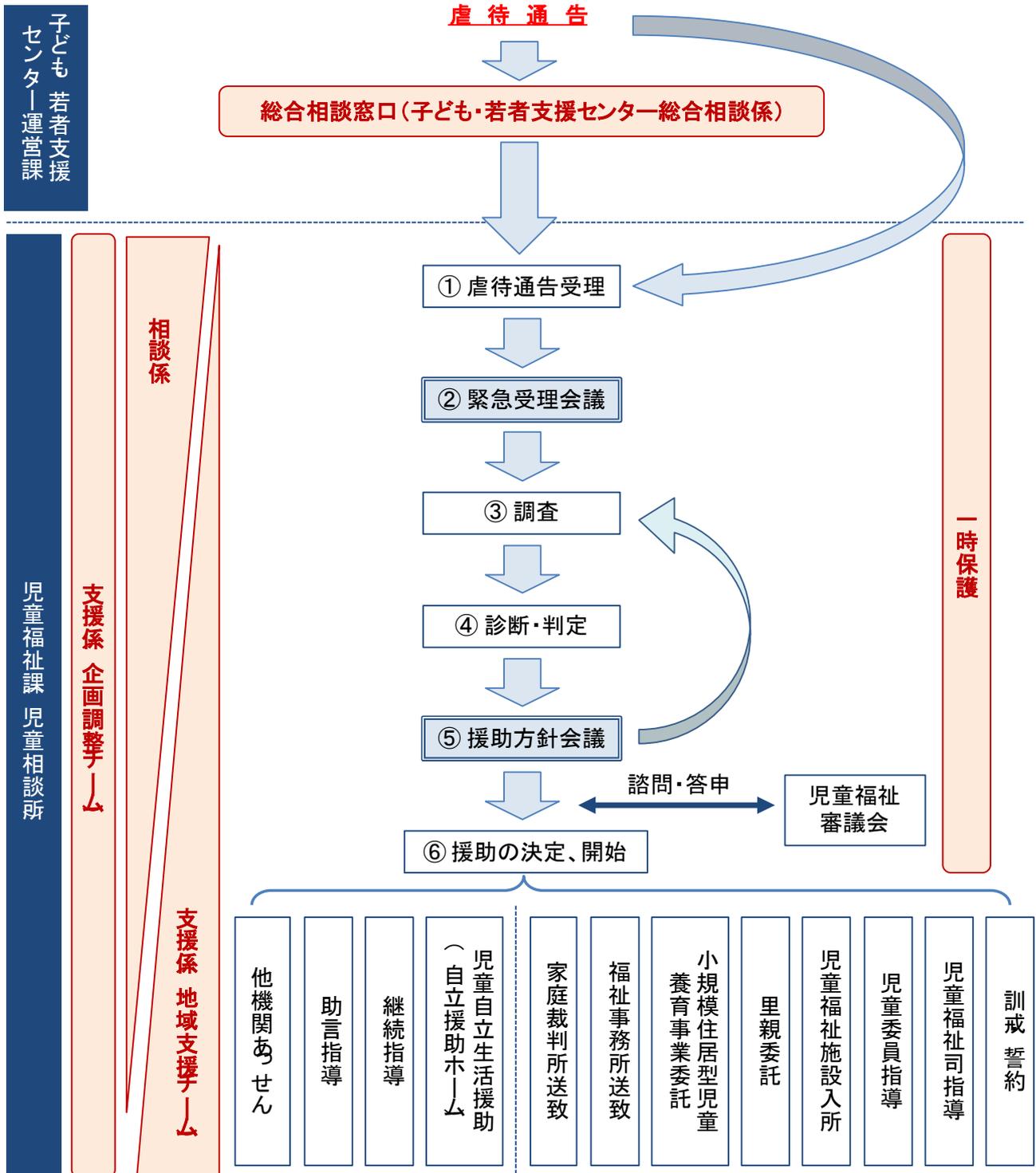
○ 子ども・若者支援センターの総合相談窓口にご相談や通告等があった場合の相談援助活動の流れは下記の通りです。

【子ども・若者支援センター 総合相談窓口の流れ】



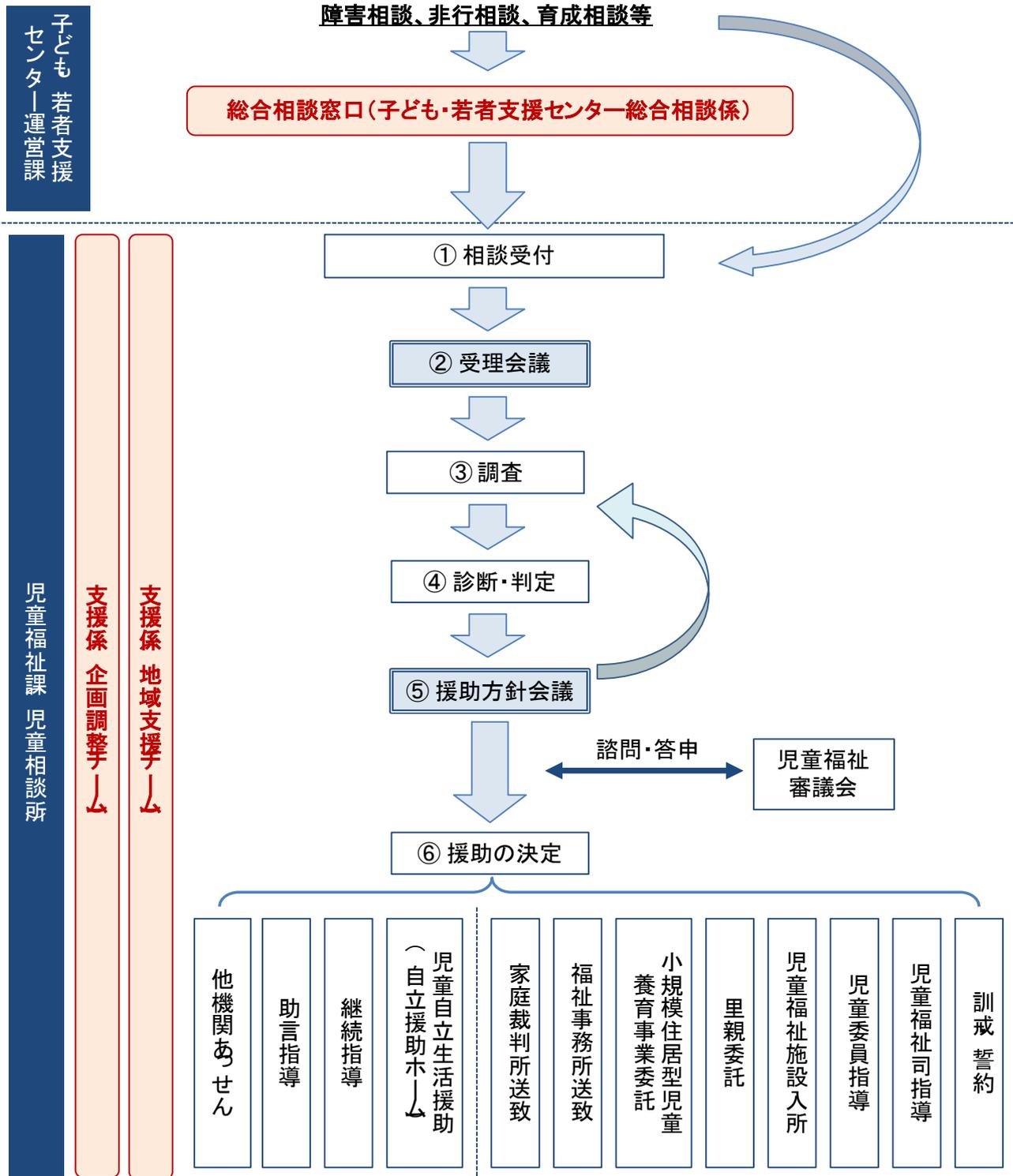
	事項	内容	担当	備考
①	相談受付	・本人、家族、近隣・知人、関係機関等虐待発見者からの相談を受付	総合 相談係	
②	相談種別確認	・相談種別を聞取り	総合 相談係	
③	助言、情報提供、 他機関紹介 相談の振り分け	・相談内容により、ア. 助言・情報提供、 イ. 他機関紹介、ウ. 子育てサービスの 利用調整、エ. 他の相談窓口等に振り 分け	総合 相談係	

【虐待通告～援助決定までの流れ】



	事 項	内 容	主な担当	備 考
①	虐待通告受理	<ul style="list-style-type: none"> 本人、家族、近隣・知人、関係機関等虐待発見者からの通告を受理 	相談係	
②	緊急受理会議	<ul style="list-style-type: none"> 通告内容、基礎情報（住所、世帯、過去の相談歴、在籍、サービス受給状況等）の確認 上記情報に基づき、調査・診断方針を決定 	相談係 支援係	
③	調査	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの安否確認（48時間以内） 子ども・保護者との面接、在籍校（園）、その他関係機関からの情報収集 【立入調査】 (緊急対応の必要性が高い場合) 必要に応じて警察と連携し、子ども・保護者宅への立ち入り 【一時保護】 (緊急対応の必要性が高い場合) 一時保護所等による子どもの一時保護 	相談係 支援係	
④	診断・判定	<ul style="list-style-type: none"> 社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の実施 各種診断をもとに判定結果及び援助方針（案）を作成 	相談係 支援係	
⑤	援助方針会議	<ul style="list-style-type: none"> 調査、診断・判定等の結果に基づき、援助方針を決定 援助中の事例にかかる援助方針の変更、援助終結の検討・決定 	相談係 支援係	
⑥	援助の決定、開始	<ul style="list-style-type: none"> 施設措置、里親委託等の措置 措置によらない指導または支援 	支援係	

【障害相談、非行相談、育成相談等の流れ】



	事項	内容	主な担当	備考
①	相談受付	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、近隣・知人、関係機関等虐待発見者からの相談を受付 ・主訴を聞き取り、ア. 助言、他機関斡旋、イ. センター内の他担当へ引継、ウ. 対応検討案件、に振分 	支援係	
②	受理会議	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容、基礎情報（住所、世帯、過去の相談歴、在籍、サービス受給状況等）の確認 ・上記情報に基づき、調査・診断方針を決定 ・相談内容によっては、他機関へ斡旋 	支援係	
③	調査	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・保護者との面接、在籍校（園）、その他関係機関からの情報収集 <p>【一時保護】 （緊急対応の必要性が高い場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所等による子どもの一時保護 	支援係	
④	診断・判定	<ul style="list-style-type: none"> ・社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の実施 ・各種診断をもとに判定結果及び援助方針（案）を作成 	支援係	
⑤	援助方針会議	<ul style="list-style-type: none"> ・調査、診断・判定等の結果に基づき、援助方針を決定 ・援助中の事例にかかる援助方針の変更、援助終結の検討・決定 	支援係	
⑥	援助の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・施設措置、里親委託等の措置 ・措置によらない指導または支援 	支援係	

6 夜間・休日の対応

(1) 基本的な考え方

- 夜間・休日においても電話による虐待通告や警察による身柄付通告などに迅速に対応できる態勢を整備します。

(2) 夜間・休日の定義

- 夜間：午後5時15分から翌日の午前8時30分まで
- 休日：土曜日、日曜日、年末年始、国民の休日、祝日の午前8時30分から午後5時15分まで

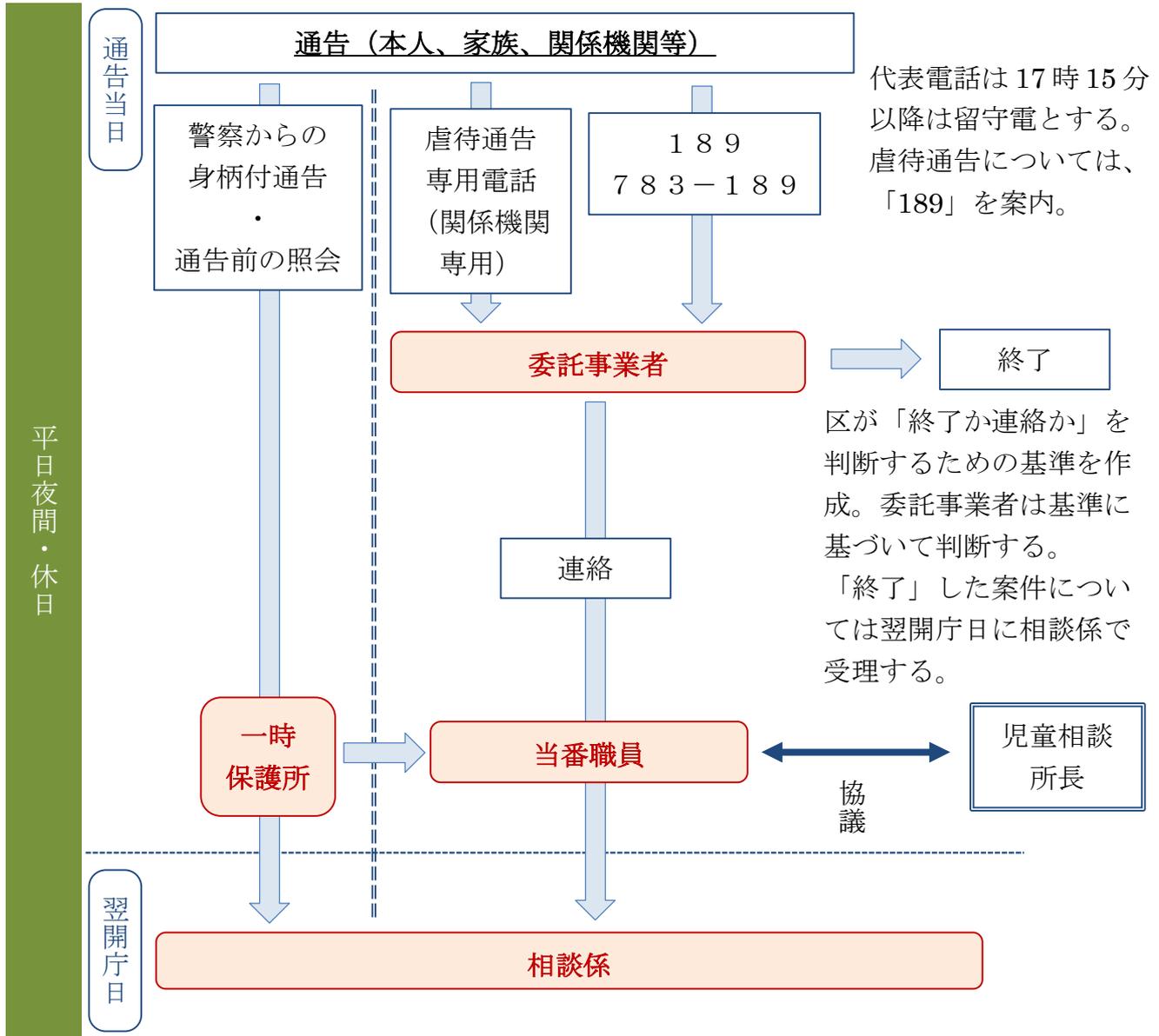
(3) 夜間・休日の対応

- 委託事業者による対応とします。委託事業者は緊急性が低いと判断した場合には、翌営業日以降の対応とします。虐待通告など、緊急対応が必要だと判断した場合には、当番職員へ連絡します。
- 当番職員は児童相談所長と協議し、その後の対応を決定します。
- 警察による身柄付通告については、一時保護所で対応します。ただし、一時保護委託が必要となる場合は当番職員が対応します。

7 危機管理

- 事件・事故等によって児童相談所の運営に支障を及ぼし、又は及ぼす可能性がある事態が発生した場合には「中野区危機管理ガイドライン」に沿って対応します。
- 事件・事故等が発生した場合の問合せや取材については、原則として、子ども・若者支援センター所長及び子ども・若者支援センター運営課長が対応します。
- 全庁的な態勢で対応すべき事件・事故等が発生した場合には、防災危機管理課と連携して対応にあたります。また、広報については、広聴・広報課と協議のうえ、取材及び問合せに対応します。
- 大規模な災害発生時には、「災害時における児童相談所の活動ガイドライン」に沿って対応します。

【虐待通告受理までのルート（平日夜間・休日）】



- ・「189」「783-189」は委託事業者に自動転送
- ・委託事業者が主訴を確認し、必要に応じて当番職員に連絡する。
- ・当番職員は通告内容確認後、必要に応じて児童相談所長と協議。
- ・警察からの身柄付通告は、一時保護所で対応する。
一時保護する場合は、児童相談所長へ連絡する。
- ・夜間休日の対応結果は、翌開庁日に相談係へ引き継ぐ。

第4章 児童相談所システム

1 基本的な考え方

- 児童相談所が適切かつ迅速な意思決定を行うため、子どもとその家庭に関する情報を一元的に管理する児童相談所システムを導入します。
- 現行、区は児童相談所業務を実施していないため、新たに児童相談所システムを開発、運用します。

2 機能

- 児童相談所システムは、下記の機能を備えたシステムとします。
 - ア. 児童管理機能（相談受理、調査、診断、援助入力など）
 - イ. 会議管理機能（会議資料印刷、記録入力など）
 - ウ. 一時保護機能（開始、解除、保護中の記録入力など）
 - エ. 負担金管理機能（負担金決定、修正、年次処理など）
 - オ. 里親管理機能（里親情報管理、里親支援記録など）
 - カ. 統計処理機能（福祉行政報告例、任意統計作成など）
 - キ. 住基等連携機能、検索・照会機能、マスタメンテ機能
 - ク. その他
- 児童相談所システムに必要な情報（住民基本台帳、課税、国民健康保険、生活保護受給状況、児童手当、乳幼児健診などに係る情報）について、システム間での連携を検討していきます。

3 セキュリティ

児童相談所システムに係るセキュリティについては、「中野区情報安全対策基本方針」を遵守し、適切な対策を講じていきます。

4 開発スケジュール

令和2年 7月～	プロポーザルの実施
10月	業者選定
11月～令和4年3月	システム構築
令和4年 4月	システム稼働

第5章 施設概要

1 所在地

○ 中野区中央一丁目41番2号

2 施設概要

- 階数：地上10階建
 - ※ うち、子ども・若者支援センター部分 4～6階
- 構造：鉄骨造、鉄筋コンクリート造
- 敷地面積：約 9,970㎡
- 延べ面積：約17,450㎡

(内訳)	子ども・若者支援センター	約3,076㎡
	中野東中学校	約9,470㎡
	図書館・教育センター	約4,028㎡



3 基本コンセプト

- 教育相談・就学相談や子ども家庭相談、若者相談など、総合的な相談にワンストップで対応する窓口を整備します。
- 児童相談所に必要な諸機能（相談室、プレイルーム、観察室、医学診断室、心理相談室等）を整備します。
- プレイルームは、児童の年齢や状態に応じて適切な行動観察ができるよう、用途を分けて整備します。
- 動線については、子ども・若者支援センターと図書館のエントランスを分けるとともに子ども・若者支援センター専用のエレベーターを設置し、両施設利用者の動線を区分します。
- 教育支援室利用者と子ども・若者支援センター利用者とは相互に視界に入らないよう、動線を工夫します。

第6章 一時保護所

1 基本的な考え方

- 一時保護所では、厚生労働省が作成した「一時保護ガイドライン」を踏まえ、できるだけ家庭的な環境の中で子どもの権利が尊重され安心して生活できるような体制を確保した上で、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を実施します。
- また、施設、里親への一時保護委託の活用による地域コミュニティの中での継続した生活の確保や、区域内に保護することが適切でない子どもの一時保護について、東京都や他区一時保護施設の活用も図っていきます。

2 子どもの権利擁護

- 一時保護された子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる可以保证機会を確保します。
- 子どもの権利を守るため、子どもが意見表明できることや権利侵害があった場合には不服申立てができることなどについて、子どもの年齢や理解に応じて説明します。
- 第三者評価の実施等により、子どもの権利を守る環境の整備について、評価、確認、見直しを定期的に行います。
- 子どもの意見表明を受け付ける窓口を整備します。また、子どもの意見を聴取し、代弁する仕組みを作ります。

3 入所定員

- 一時保護所の入所定員数は、12名分（男女各5名、幼児2名）を確保します。

4 子どもたちの生活

(1) 日課

- 未就学児童に対しては保育を、学齢児童に対しては学習支援を行うとともに、スポーツや読書、音楽鑑賞等を日課に取り入れる等、一時保護児童が楽しむことのできる環境を提供します。

(2) 学習の保障

- 学習支援員(会計年度任用職員)を雇用し、一時保護所内での学習の機会を確保します。
- 一時保護所からの通学について、検討します。

(3) 食事の提供

- 食事については、一時保護所内の厨房で調理します。調理業務については、民間事業者へ委託します。

(4) 面会・面接

- 入所児童が保護者と面会する場合には、子ども・若者支援センターで行います。
- 入所児童の一時保護所から子ども・若者支援センターへの移動については児童福祉司や児童心理司が同伴し、安全な方法で移動します。
- 入所児童が児童福祉司、児童心理司などと面接する場合には、一時保護所内の相談室または子ども・若者支援センターで行います。

5 職員の勤務体制

- 入所児童への適切な支援や24時間ローテーション勤務による施設運営をする必要があるため、児童指導員・保育士等20名程度の職員体制を確保します。

- 職員のローテーションに伴う児童情報や運営情報の引き継ぎについては毎日、朝と夕方に行います。また、児童相談所システムに入所児童の情報を入力し、職員間で共有します。
- 子どもたちの健康管理のため、医師（会計年度任用職員）、看護師（常勤）を配置します。
- 子どもたちの学習を支援するため、学習支援員（会計年度任用職員、2名）を配置します。
- 子どもたちの心理支援などを行うため、心理療法担当職員（会計年度任用職員、2名）を配置します。

第7章 社会的養護

1 基本的な考え方

- 児童福祉法の理念に合わせ、児童ができるだけ家庭に近い養育環境で継続的に養育されることができるよう、社会的養護の充実を図ります。
- 社会的養育の体制整備の基本的考え方や全体像等については、「社会的養育ビジョン（平成29年8月2日）」や「東京都社会的養育推進計画（令和2年3月）などを踏まえ、区による社会的養育推進計画の策定を含めて引き続き検討していきます。
- 社会的養護に係る基本方針は以下の通りです。

- 児童の最善の利益を第一に考え、子どもの特性にあった入所先を検討します。
- 必要に応じて一時保護を行い、児童の特性などを観察の上、各施設へ入所を依頼します。
- 児童の状況について、児童票をはじめとした適切な情報提供に努めると共に、丁寧な説明を行います。
- 児童の入所後も定期的に連絡を取り、施設を訪問するなどして児童の状況の把握及び家庭との調整に努めます。
- 施設の退所にあたっては、児童本人や家族、施設、地域に対して事前に丁寧な説明を行い、計画立てて進めます。

2 里親

- 「里親委託ガイドライン」に則り、社会的養護が必要な子どもについては里親委託を原則とします。
- 現在、中野区内の登録養育家庭は15家庭ですが、これを増やしていけるよう、きめ細かなPR活動を行います。
- また、里親支援体制の構築にあたっては、子ども・若者支援センターを里親支援の中核機関としたうえで、乳児院、児童養護施設その他外部機関が有する専門性の活用や当事者団体との協働、東京都及び児童相談所設置区との連携を図ります。

3 児童養護施設・乳児院

- 施設での養育を必要とする子どもが、児童養護施設及び乳児院へ入所できるような態勢を整備します。
- 中野区内にある愛児の家（児童養護施設、中野区鷺宮3-2-13）や、聖オディリアホーム乳児院（中野区上鷺宮5-28-28）については、これまでも要保護児童対策地域協議会に参加し、区との情報交換等を行ってきました。今後はより密に連携し、社会的養護のあり方を含めて協議していきます。
- 上記2施設だけでなく、他の児童養護施設、乳児院とも連携を密にし、施設での養育を必要とする児童がスムーズに入所できるよう、情報交換等を行っていきます。

4 自立援助ホーム

- 中学校卒業後、就職などにより児童養護施設等を退所した子どもの支援のため、自立援助ホームが利用できるよう、態勢を整備します。

5 児童自立支援施設

- 人材育成や施設整備の点から、特別区による児童自立支援施設の早急な設置は困難であるため、当面は既存の都立施設を地方自治法に基づく「事務の委託」により活用していきます。
- 特別区による共同設置については、将来的課題として検討していきます。

第8章 自治体間の広域調整

- 「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会（協議結果）」に基づき、東京都及び児童相談所設置区と広域調整を行います。

第9章 児童相談所設置までのスケジュール

- 現時点での児童相談所設置までのスケジュールは、下記の通りです。検討状況により、スケジュールは変更になる可能性があります。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
人材確保	児童福祉司、児童心理司の新規採用		児童相談所開設
	福祉司SV・心理司SV等の確保		
人材育成	他自治体派遣（児福司、心理司、一保）		
	特別区職員研修所等研修、OJT		
子ども・若者支援センター	建設工事	11/29(月) 開設	
一時保護所	建設工事		
社会的養護	里親拡充推進		
	児童養護施設等との連携		
都との協議	設置計画案に係る確認作業		
	設置市事務に係る協議・引継		
	ケース引継に係る協議	ケース引継	
国との協議		政令指定申請 政令交付	

第10章 児童相談所設置市事務

- 児童相談所設置市事務に係る準備、検討を進めるため、全庁内な連携、情報交換を行っています。
- 準備にあたっては情報提供、引き継ぎについて、東京都と連携して進めます。

	事務	概要	根拠法令	主な担当所管
1	児童福祉審議会に関する事務	児童、妊婦、知的障害者の福祉に関する事項、母子家庭の福祉に関する事項、母子保健に関する事項を調査審議し、意見を述べる。また、知事の諮問に答え、関係機関に意見を具申する。	法8条4,5項、法27条6項等	子ども・教育政策課
2	里親に関する事務	里親希望者に対して、里親として適当であるか調査し、適当である者を里親として認定する。また、里親に関する普及啓発や、研修などを行う。	法6条の4、法46条、細則14条等	児童福祉課
3	児童委員に関する事務	児童委員の指揮監督及び研修を行う。	法17条4項、法18条の2等	地域活動推進課
4	指定療育機関に関する事務	結核り患児童の医療に係る療育の給付及び給付事務を委託する病院（指定医療機関）の指定を行う。	法20条、法21条の3、法50条、法56条	保健予防課
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	小児慢性特定疾病医療費の支給、医療機関の指定等を行う。	法50条5の2、細則7条の3、4、令23条の2	子育て支援課
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食事並びに障害児施設医療費の支給を行う。	法24条の2～7,9,13,15,20、法50条、法57条の2～4	子ども特別支援課 障害福祉課
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童自立生活援助事業の届出に関する事、児童自立生活援助事業に係る検査等、制限又は停止を行う。	法34条の4等	児童福祉課

	事務	概要	根拠法令	主な担当所管
8	児童福祉施設に関する事務	児童福祉施設の設置認可等を行う。	法 35 条 4,7,12 項、 法 46 条、法 58 条	
		助産施設		児童福祉課
		乳児院		保育園・幼稚園課
		母子生活支援施設		子育て支援課
		保育所		保育園・幼稚園課
		児童厚生施設（児童館）		育成活動推進課
		児童養護施設		保育園・幼稚園課
		障害児入所施設		子ども特別支援課 障害福祉課
		児童発達支援センター		
		児童心理治療施設		児童福祉課
児童自立支援施設				
9	認可外保育施設に関する事務	認可外保育施設への指導監督等を行う。	法 59 条、法 59 条の 2	保育園・幼稚園課
10	小規模住居型養育事業に関する事務	小規模住居型養育事業の届出、検査、制限又は停止を行う。	法 34 条の 4 等	児童福祉課
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害児通所支援事業等の届出、検査、制限又は停止を行う。	法 34 条の 3 等	子ども特別支援課 障害福祉課
12	一時預かり事業に関する事務	一時預かり事業の届出、検査、制限又は停止を行う。	法 34 条の 12 等	子育て支援課 保育園・幼稚園課
13	療育手帳に係る判定事務	愛の手帳（療育手帳）の交付にあたり、知的障害の有無について判定し、都知事に進達する。	国通知 東京都愛の手帳交付要綱 2～4 条	児童福祉課
14	特別児童扶養手当に係る判定事務	特別児童扶養手当を申請するにあたり必要な知的障害の認定診断書を作成する。	国通知 児童相談所運営指針第 6 章	児童福祉課
15	障害福祉サービス等の情報公開に関する事務	障害児入所施設等、指定障害児通所支援、指定障害児相談支援事業者の情報公開を行う。	法 33 条の 18	子ども特別支援課 障害福祉課

	事務	概要	根拠法令	主な担当所管
16	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	民間あっせん機関の許可、指導及び助言、検査、制度周知等を行う。	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第6条、32条、38条～40条等	児童福祉課